

議案第 65 号

宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

改正目的：「租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)」の一部改正に伴い、手数料条例の「事務の区分」に記載の根拠条項について「項ズレ」が生じました。

今回、根拠となる政令の条項と整合を図るため、手数料条例を改正し、当該根拠条項を修正します。

事務の概要：手数料条例別表第 3（第 2 条関係）

「(2)特定の民間再開発事業認定申請手数料」

⇒民間事業による再開発事業において、個人または法人が土地を譲渡した場合、土地譲渡に係る所得税または法人税の減額措置を受けることができる。

「(4)地区外転出事情認定申請手数料」

⇒民間事業による再開発事業において、個人及びその同居者の老齢または身体上の障害などの理由により、引き続き居住が困難であると認められる事情がある場合、引き続き地区内に居住しているとみなし、所得税の減額措置を受けることができる。